

国立大学法人大分大学教員のサバティカル制度に関する細則

平成24年10月17日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学教育職員規程（平成16年規程第16号）第14条の2の規定に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する教員のサバティカル制度に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 法人に常時勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- (2) 部局 国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局とする。
- (3) 教授会等 教授会等 国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第7条第1項に規定する教授会及び研究科委員会並びにグローバル感染症研究センター運営委員会、研究マネジメント機構運営会議、地域経済社会教育開発センター運営委員会及び学内共同教育研究施設等管理委員会とする。
- (4) 内地研究員 教員のうち、法人以外の一の国立大学法人において教授等の指導の下に、当該受入機関の施設及び設備を利用して、サバティカル制度を利用し、研究に従事するものをいう。ただし、特別の事情がある場合は、当該受入機関を国立大学法人以外の国内の大学、大学共同利用機関法人、研究所及びその他の研究機関とすることができるものとする。
- (5) 在外研究員 教員のうち、外国において学術の研究、調査、指導等を行うため、サバティカル制度を利用し、法人から派遣され、又は外国の政府、大学若しくは公的研究機関から招かれたものをいう。
- (6) サバティカル研究員 教員のうち、サバティカル制度を利用し、前二号に該当する者以外のものをいう。

(資格要件)

第3条 サバティカル制度を利用する資格を有する者は、教員のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) サバティカル制度を申請する者の在職期間が、原則として7年以上継続していること。
ただし、当該制度申請時35歳未満の教員が第2条第4号及び第5号に規定する内地研究員及び在外研究員となることを申請する場合は、この限りでない。
- (2) サバティカル制度利用期間終了日から定年退職までの期間が原則として3年以上あること。
- (3) 前回のサバティカル制度利用期間終了日から7年以上経過していること。

(期間等)

第4条 サバティカル制度の利用は、1年以内の継続した期間とする。ただし、特別の事情がある場合には2年を限度とする。

(身分)

第5条 教員は、サバティカル制度利用期間中も法人の職員としての身分を有する。

(給与)

第6条 サバティカル制度利用期間中は、給与の全額を支給する。ただし、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）に定める諸手当のうち、サバティカル制度の利用に伴い支給要件を欠くこととなるものを除く。

(申請手続)

第7条 サバティカル制度申請者は、所定の申請書を作成し、部局長に提出しなければならない。

2 部局長は、サバティカル制度申請者について教授会等で選考の上、原則としてサバティカル制度利用開始日の属する年度の前年度の11月1日までに、当該選出者についての所定の調書を作成し、前項の申請書を添えて、学長に提出しなければならない。

3 部局長は前項の選考に当たり、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) サバティカル制度申請者がサバティカル制度利用終了後、原則として法人に3年以上在職し、法人における教育研究の発展に貢献できること。

(2) サバティカル制度申請者が国立大学法人大分大学大学教員等評価実施細則（平成30年細則第1号）に基づく大学教員等評価に関し、サバティカル制度申請時の直近の評価結果（総合評価点）が別に定める標準以上であること。

(3) サバティカル制度申請者が当該申請時の前1年間において、法人の内部規則又は他の法令等に基づくコンプライアンス上の問題行為がないこと。

(許可)

第8条 学長は、前条の選出者のうち、サバティカル制度の目的達成に有効と認められるものについてサバティカル制度候補者の審査を行い、予算の範囲内でその利用を許可する。

(結果の通知)

第9条 学長は、原則としてサバティカル制度利用開始日の属する年度の前年度の12月1日までに、所定のサバティカル制度審査結果通知書により、審査結果を申請者及び部局長へ通知する。

(報告書の提出等)

第10条 サバティカル制度を実施した者（以下「実施者」という。）は、サバティカル制度利用終了後1月以内に、部局長を経由し、所定のサバティカル制度実施報告書を学長へ提出するとともに、当該部局において報告会等を開催するものとする。

2 学長は、前項の報告内容を学内に公表するものとする。

(代替措置等)

第11条 学長は、部局に対し、サバティカル制度の実施に伴う次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 実施者の代替措置（非常勤講師手当等）
- (2) 予算の範囲内におけるサバティカル制度の実施に必要な研究費の措置

2 前項第2号の研究費は、次の各号に掲げるものにより措置することができる。

- (1) 内地研究員の研究費として、法人から受入機関に対し、受入機関の定めるところにより支払われるもの
- (2) 在外研究員の研究費。ただし、在外研究員の受入機関の定めにより課される経費を含むことがある。

(兼業)

第12条 サバティカル制度利用期間中の兼業は、サバティカル制度の趣旨を考慮し、原則として許可しないものとする。

第2章 内地研究員

(資格要件)

第13条 内地研究員になることができる者は、サバティカル制度を利用することが認められた者とする。ただし、教授については、教育研究上特に必要があるものに限るものとする。

(研究期間)

第14条 内地研究員の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合には2年を限度とする。

(申請手続)

第15条 内地研究員申請者は、所定の申請書を作成し、部局長に提出しなければならない。

2 部局長は、申請者に対し、申請についてのヒアリング等を行った後に教授会等の議を経た上で、部局としての推薦順位を付して、原則として内地研究期間開始日の属する年度の前年度の11月1日までに所定の候補者推薦書及び候補者調書を作成し、前項の申請書の写しを添えて、学長に提出しなければならない。

(候補者の選考)

第16条 学長は、前条の内地研究員申請者のうちから総合的に審査を行い、本制度の目的達成に有効と認められるものから予算の範囲内で内地研究員候補者を選考する。

(受入機関との交渉)

第17条 学長は、前条により選考した候補者について、受入機関の長に対し、所定の内地研究

員受入依頼書により内地研究員の受入れを依頼し、その承諾を得なければならない。

(決定)

第18条 学長は、受入機関の長から受入れの承諾を得られた候補者を内地研究員と決定し、その旨を部局長に通知する。

(旅費)

第19条 内地研究員に係る旅費については、国立大学法人大分大学旅費規程（平成16年規程第33号）の定めるところにより支給する。

(研究の中断)

第20条 内地研究員は、研究期間中に研究を中断するときは、あらかじめその理由を付して、所定の申請書を学長に申請し、承認を得なければならない。

2 学長は、研究の中断を決定したときは、受入機関の長へ通知するものとする。

3 中断期間中の日額旅費は、支給しないものとする。

(研究の中止)

第21条 内地研究員は、研究期間中に研究を中止するときは、その理由を付した所定の申請書により学長に申請し、承認を得なければならない。

2 学長は、研究の中止を決定したときは、受入機関の長へ通知するものとする。

(研究の終了)

第22条 内地研究員は、研究期間が終了したときは、直ちに別に定める所定の内地研究員研究終了届及び内地研究員研究成果報告書を、学長に提出しなければならない。

第3章 在外研究員

(資格要件)

第23条 在外研究員になることができる者は、次の各号に掲げる者を除き、第8条によりサバティカル制度を利用することが許可されたものとする。

(1) 在外研究員であった者

(2) 法人において過去7年間、旅費等の出所にかかわらず1年以上の在外研究歴がある者

2 前項の在外研究員となることができる者のうち、教授については、教育研究上特に必要があるものに限るものとする。

(研究期間)

第24条 在外研究員の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合には2年を限度とする。

(申請手続)

第25条 在外研究員申請者は、所定の申請書を作成し、部局長に提出しなければならない。

2 部局長は、申請者に対し、申請についてのヒアリング等を行った後に教授会等の議を経た上で、部局としての推薦順位を付して、原則として開始日の属する年度の前年度の11月1日までに所定の候補者推薦書及び候補者調書を作成し、前項の申請書の写しを添えて、学長に提出しなければならない。

(候補者の選考)

第26条 学長は、前条の在外研究員申請者のうちから総合的に審査を行い、本制度の目的達成に有効と認められるものから予算の範囲内で在外研究員候補者を選考する。

(決定)

第27条 学長は、前条により選考した候補者を在外研究員と決定し、その旨を部局長に通知する。

(旅費)

第28条 在外研究員の旅費については、国立大学法人大分大学旅費規程（平成16年規程第33号）の定めるところにより支給する。

(研究の中断)

第29条 在外研究員は、研究期間中に研究を中断するときは、あらかじめその理由を付して、部局長を経由して、所定の申請書により学長に申請し、承認を得なければならない。

2 学長は、研究の中断を決定したときは、部局長を経由して本人へ通知するものとする。

3 中断期間中の日額旅費は、支給しないものとする。

(研究の中止)

第30条 在外研究員は、研究期間中に研究を中止するときは、部局長を経由した上でその理由を付した所定の申請書により学長に申請し、承認を得なければならない。

2 学長は、研究の中止を決定したときは、受入機関の長へ通知するものとする。

(研究の終了)

第31条 在外研究員は、研究期間が終了したときは、直ちに所定の研究終了届及び研究成果報告書を、学長に提出しなければならない。

第4章 サバティカル研究員

(資格要件)

第32条 サバティカル研究員になることができる者は、サバティカル制度を利用することが認められた者とする。

(研究期間)

第33条 サバティカル研究員の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合には2年を限度とする。

(申請手続)

第34条 サバティカル研究員申請者は、所定の申請書を作成し、部局長に提出しなければならない。

2 部局長は、申請者に対し、申請についてのヒアリング等を行った後に教授会等の議を経た上で、部局としての推薦順位を付して、原則としてサバティカル研究期間開始日の属する年度の前年度の11月1日までに所定の候補者推薦書及び候補者調書を作成し、前項の申請書の写しを添えて、学長に提出しなければならない。

(候補者の選考)

第35条 学長は、前条のサバティカル研究員申請者のうちから総合的に審査を行い、本制度の目的達成に有効と認められるものから予算の範囲内でサバティカル研究員候補者を選考する。

(決定)

第36条 学長は、前条により選考した候補者をサバティカル研究員と決定し、その旨を部局長に通知する。

第5章 雑則

(事務)

第37条 サバティカル制度に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第38条 この細則に定めるもののほか、サバティカル制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成24年細則第27号)

- 1 この細則は、平成24年10月17日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学内地研究員制度実施細則(平成21年細則第26号)は、廃止する。
- 3 この細則の施行前に、国立大学法人大分大学内地研究員制度実施細則により内地研究員となった者については、この細則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年細則第42号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年細則第19号)

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年細則第13号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年細則第26号）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。